

○東京藝術大学客員教授選考規則

〔 昭和53年9月21日 〕
制 定

| | | |
|----|-------------|------------|
| 改正 | 平成9年3月27日 | 平成10年4月16日 |
| | 平成12年3月23日 | 平成13年3月26日 |
| | 平成16年4月1日 | 平成18年3月23日 |
| | 平成20年9月22日 | 平成22年5月21日 |
| | 平成25年10月24日 | 令和3年3月18日 |
| | 令和5年5月25日 | |

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学客員教授の選考及び手続きその他必要な事項について定めるものとする。

(客員教授の種類)

第2条 本学において客員教授の名称を付与することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京藝術大学非常勤講師就業規則に基づき、本学に雇用された非常勤講師
- (2) 東京藝術大学寄附講座規則に基づき、寄附講座教員として雇用された者
- (3) 東京藝術大学社会連携講座規則に基づき、社会連携講座教員として雇用された者
- (4) 学部又は研究科の教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会、社会連携センターにあっては、社会連携センター運営委員会とする。）の議に基づき講義若しくは教育研究業務を委嘱された者

2 前項第3号に掲げる者が、満67歳に達した年度の末日以降は、客員教授の称号を付与しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(客員教授の資格基準)

第3条 客員教授は、前条各号の規定により委嘱又は雇用され、本学において教授若しくは研究に従事する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(客員教授の選考)

第4条 客員教授の選考は、当該学部又は研究科の教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会、社会連携センターにあっては、社会連携センター運営委員会とする。）の議に基づき学長が行う。

(称号付与の期間)

第5条 客員教授の称号付与の期間は、第2条各号に定める者に該当する期間であって、一の会計年度を限度とする。

(称号付与の取消し)

第6条 客員教授の称号を付与された者が、本学の名誉又は信用を傷つけた場合等その適格性を欠くに至ったときは、称号付与を取り消すことがある。

(選考手続等)

第7条 この規則に定めるもののほか、客員教授の選考手続等については、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和53年9月21日から施行する。

2 東京芸術大学客員教授選考基準（外国人）（昭和40年12月15日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月25日から施行する。